

# おんが

発行所  
遠賀町役場  
編集発行  
遠賀町庶務課  
印刷所  
冷牟田印刷合資会社

## 水害から

## 町を守ろう

## 危険箇所を見つけたら通報を

梅雨時になると毎年大雨による被害が心配されます。御承知のように入水防対策は発生地の公共団体が全責任をもって処理するように

決めています。言いかえると本町の場合には町民一人一人が水害から町民の生命財産を守ることが義務づけられているということ

## 遠賀町重要水防区域表

尾倉川	白水川	〃	戸切川	〃	〃	西川	河川名		重要水防区域
							大字	箇所名	
上別府	虫生津	今古賀	別府	木守	浅木	虫生津	花園橋	花園橋	延長 る危険
尾倉	室木線鉄橋	学校道交叉点から上流	鹿兒島本線鉄橋下流	鹿兒島本線鉄橋上流	花園橋	花園橋	白水川合流点	白水川合流点	
左、右一〇〇	左岸三〇〇	右、左一〇〇	右、左三〇〇	左岸四〇〇	右岸六〇〇	左岸七〇〇	左岸	左岸	予想され
溢水、決壊	溢水、決壊	漏水	決壊、溢水	漏水	〃	溢水、漏水	〃	〃	

## 6月のこよみ

- 1日 気象記念日・電波の日・写真の日 計量週間始まる
- 4日 むし歯予防デー 歯の衛生週間始まる
- 6日 芒種
- 7日 計量記念日
- 10日 時の記念日
- 11日 入梅
- 21日 父の日 家庭の日
- 22日 夏至
- 25日 救らいの日
- 28日 貿易記念日

## 町民の動き

### 4月末

2,384世帯  
男 4,496人  
女 4,942人  
計 9,438人

### 5月異動

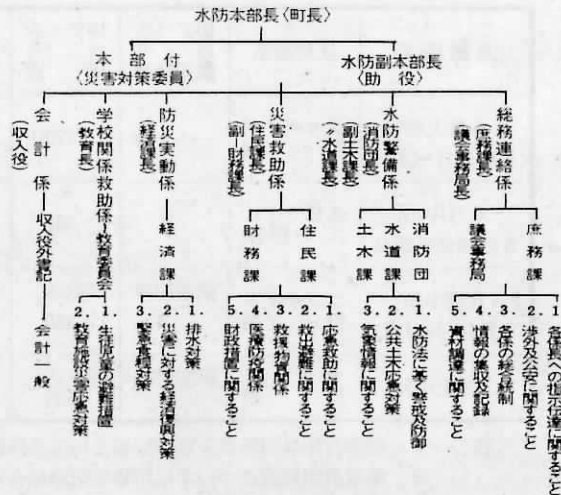
+ 6世帯  
男 + 13人  
女 + 2人  
計 + 15人

### 5月末

2,390世帯  
男 4,509人  
女 4,944人  
計 9,453人

但し、防災実動係は水防対策中は、連絡員として消防団長の指揮下に入るものとする。

## 水防本部機構及び事務分担表



町では雨期にそなえて、かます、くい、なわなどの水防資材とスコップ、カケヤ、カマなどの水防器材が万一の場合に備えて用意されています。

万一の災害時には町の指示に従って迅速に行動して下さい。又、水防危険箇所を発見されたときは、す早く本部に通報して下さい。

なお、遠賀町の重要水防区域、水防本部機構及び事務分担表、避難場所等は次のとおりです。

## 避難場所及収容等に関する計画

避難場所	関係部落	収容人員
遠賀中学校	遠賀川、今古賀、広渡、新町、木守、別府、千代丸	2,000
山彦保育園	島津、若松、鬼津、道管	200
尾崎公民館	尾崎	200
虫生津公民館	老良、浅木、虫生津	200

Ⓢ 上記計画は実状に応じて変更することがある。

# 農業共済事業の掛金の

## 料率改訂のお知らせ

農業共済事業における農作物共済掛金(水稲・麦)の料率(掛金の基礎となる率をいう)が三年毎

### 掛金率表 (稲・麦)

作物	責任割合	指定割合	病虫害割合	国庫負担割合	共済掛金率	農家負担掛金(町平均10アール当り)	
						基準反収	単位当り共済金額
水稲	40%	32%	なし	59.8%	4.9%	80円の場合	343円
					3.2	110円の場合	354円
	なし	なし	なし	△4.2	△1.7		
麦	30%	1%	なし	67.9%	15.7	35円の場合	346円
					12.9	35円の場合	308円
	なし	なし	なし	△2.6	△2.8		

に改訂されることになっており、すが、丁度、本年が改訂年に当たり町(町内平均)の掛金率が次のとおり改訂になりましたので、現行の掛金には、みあうところの単位共済金額に改めることになりました。水稲、現行八〇円を一一〇円に、麦、現行三五円はそのまま据置ということになっております。従って被害のあった場合は共済金は増えることとなります。「備えあれば憂いなし」万に備えて農業共済に格別の御協力を賜りますようお願いすると共に、お願い申し上げます。

### 基準反収の推移 (町平均)

年次	県指示反収		町基準反収(県指 示の105%採用)		町引受反収	
	小麦	大麦	小麦	大麦	小麦	大麦
水稲	42	404kg	424kg	296kg	296kg	296kg
	43	432	453	317	317	317
	44	436	457	320	320	320
	45	455	477	334	334	334
麦	42	265kg	290kg	203kg	203kg	203kg
	43	271	296	240	207	168
	44	266	239	292	204	143
	45	272	256	299	209	146

## 昭和四五年産水稲共同防除(農業共済事業病害虫事故除外対象事業)実施に ついてのお知らせ

このことにつきましては、既に農家の方々は御承知と思いますが、農業災害補償法第八五条の規定に基づき本町は、昭和四二年度から病害虫事故除外の対象地区となっており、病害虫事故については共済金の支払はありません。

従って共同防除を、徹底的に行ない病害虫事故を出さないように努力しなくてはなりません。本年はそうした意味から下記のとおり共同防除を実施いたしますので、御協力下さるようお願いいたします。

### 農業共済病害虫事故除外対象事業

実施時期	使用農薬	10アール当り 撒布数量	10アール当り 経費	10アール当り 補助金	農家負担	対象 病害虫名
6月上旬 6月2日~5日	ツマサイド 粉	4 kg	270円	135円	135円	苗代ウンカ ヨコバイ類
6月中旬 6月20日~23日	SBブラエ ス粉剤	4	507	253.50	253.50	苗代ウンカ ヨコバイ類 イモチ病
6月中旬 6月14日~17日	ツマサイド 粉	航空防除 3	(見込) 380	(見込) 120	(見込) 260	ウンカ ツマグロ ヨコバイ類
7月上旬	ツマミ 粉	航空防除 3	(見込) 555	未	定	二化めい虫 ウンカ類

- (注) 1 防除方法は防除班又は防除組合毎に共同防除をすること。  
2 農家負担経費については防除後防除組合別に徴収する。  
3 防除は適期に共同で徹底しましょう。良質米生産は防除の徹底から。

## 国民年金の保険料を納められない方は 免除の手続きを

国民年金は将来の事故や老令にそなえて今から保険料を積立てて年金により生活を安定させようとするものですから、毎月保険料を納めていくのが苦しかったり、失業や災害などで保険料を納めたくても納められない人についても年金がうけられるように、保険料を納めることを免除する制度があります。保険料の免除には、法律に定められている要件にあてはまればそのことを届け出るだけで免除される法定免除と、所得のないときなど保険料を納められない事情を申請して県知事の承認を受けて免除される申請免除とがあります。法定免除は、国民年金の障害年金や母子福祉年金を受けているとき、生活扶助を受けている時等は該当している間は、当然に保険料を納めることを免除されます。

が、そのことを届け出なければなりません。申請免除は原則として申請したときから、その年度末まで免除されます。申請免除は本人やその家族の所得によって認められるので、毎年度七月末日までに申請してもらって成っています。保険料を納められないからといって、そのまま保険料を納めないでいると、その期間は年金を受けられるための資格期間となりませんが、保険料の免除が認められれば、免除された期間は年金を受けられる資格期間に算入されます。保険料を納めることが困難な人は、住民課社会係へ免除の手続きをされるようお勧めします。なお、保険料を免除された場合でも保険料を納めた人に比べると老令年金受給の時、年金額に差がでて来ますので、生活に余裕がきたら、後から追納することが出来ます。

# 福岡県総合防災訓練盛大に実施

去る五月二日午前一〇時から山門郡瀬高町大字長田新船小屋の矢部川に於て、福岡県筑後市瀬高町の主催による福岡県総合防災訓練が実施されました。雨期を目前に控え県下各地から消防団の関係者が多数見学しました。主な訓練種目は水防警戒訓練、救出救護訓練、避難誘導訓練、水防工法訓練その他多くの訓練が行われ参加団体四三団体、参加人員一、三二二

人の多くを数えました。この訓練は毎年実施されており、目的は暴風雨、高潮、洪水等の非常災害に際し、水防救難、救助等の災害応急対策活動を迅速的確に行なうため関係防災機関の協力のもとに総合的な防災訓練を実施し防災体制の確立と防災思想の普及、宣伝を図ることを目的として実施されたのであります。



防 災 訓 練 実 況 状 況

## 消防設備士試験(甲・乙種)

願書受付 六月一日～六月三日  
 申し込み先 最寄りの消防署  
 試験日 七月二日  
 試験場所 北九州市小倉区北方九州大学  
 受験料 甲種 一、五〇〇円 乙種 一、〇〇〇円

# 募 集 案 内

募集種目	資格	受験手続及 受付期間	受験 日	受験に ついで の問い合わせ先
福岡県警察官	昭和一八年四月二日から同二八年四月一日までに生まれた男子	願書は最寄りの警察署にありませす。 受付期間 六月二二日から七月一八日まで	八月二日 (定予)	最寄りの警察署
福岡県職員(社会福祉関係)	昭和一〇年四月二日から同二三年四月一日までに生まれた男子で社会福祉主事の資格を有するもので本年九月一日から勤務。筑豊地区勤務	願書は福岡県人事委員会にありませす。 受付期間 六月一五日から六月二七日まで	七月一九日	福岡県人事委員会 福岡市下川端二ノ五 電話 二九一三〇六七
同右	同上	同上	同右	同右
福岡県職員(初級)	昭和一六年四月二日から同二六年四月一日までに生まれた男子、女子で初級学歴不問	願書は福岡県人事委員会にありませす。 受付期間 七月六日から七月一八日まで	九月二〇日	同右
福岡県職員(中級)	昭和一六年四月二日から同二四年四月一日までに生まれた男子	願書は福岡県人事委員会にありませす。 受付期間 六月一五日から六月二七日まで	七月一九日	同右
東京都消防官	昭和一六年四月二日から同二八年四月一日までに生まれた男子。大学乙、短大、高专、高校卒	願書は最寄りの消防署にありませす。 受付期間 試験の七日前まで	福岡六月二二日	東京消防庁消防学校第一課採用係 東京都渋谷区西原二丁目五十一
国家公務員税務職員	昭和二十五年四月二日から同二八年四月一日までに生まれた男子。	願書は最寄りの税務署にありませす。 受付期間 六月二〇日から七月三日まで	九月六日	若松税務署

# 今月の税金

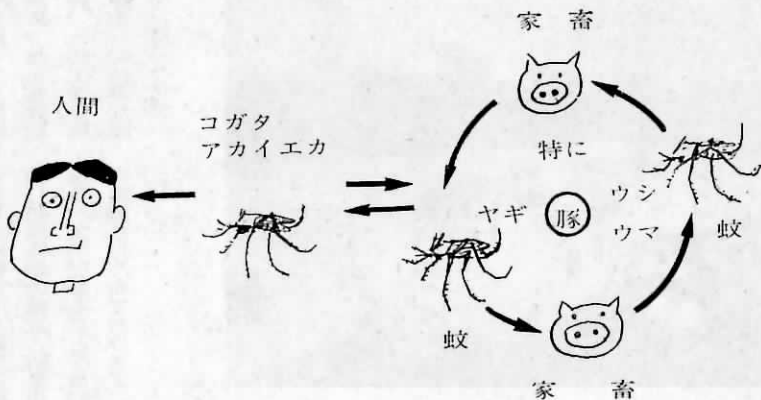
## 町県民税第一期

納期限 六月二十五日

### おそろしい日本脳炎を防ごう

日本脳炎に一たびかかると半数のものが死亡し、たとえ生命をとりとめてもひどい精神障害や身体障害をのこし廢人同様になるといふ恐ろしい病氣です。現在の医学では日本脳炎に対する治療法は残念ながらありません。唯一の手段はかからないように予防接種を受けることです。この病氣にかかると患者のほとんどが予防接種を受けていません。遠賀町では昨年中に一人が罹病されて亡くなられました。今年は一入でもこの恐ろしい病氣にかからないよう六月三〇日までに町内の医院で洩れなく予防接種をうけて下さい。また日本脳炎を媒介するコガタアカイエカをみんで駆除いたしましょう。

### 日本脳炎ウイルスの夏期伝播環



### 出生・死亡届出地変更のお知らせ

戸籍法の改正により、出生・死亡届出地が次の所で、できるようになりました。

①出生、死亡の事件発生地

②出生、死亡届の届出人の所在地

③出生者、死亡者の本籍地

※死産届も右記①、②でできます

### 「子どもの水の事故防止について」

毎年こどもの水死事故が最も多し。昨年中県下で八四人のこどもが水死していますが、その六〇%

が六、七、八月に発生しています。折尾警察署管内では昨年中四人の小学生が痛ましい犠牲になっています。(四月一人七月三人)今からこどもが水に親しむ季節となりますので各家庭におかれましては次の点に十分御配慮をいたいただきこどもの水の事故防止につとめましょう。

- 1 水遊びは泳ぎができる人や信頼できる年長者と一しょに行かせること。
- 2 こどもだけの水遊びは、とくに幼児は水の近くに行きたがるので絶対に目を離さないようにする。
- 3 溺れているこどもをつついたら大きな声で近くの大人を呼ぶようにふだんから教えておく。
- 4 自宅近くに危険箇所があれば大人が協力して防護措置をするか町当局に連絡をとる。
- 5 万一の場合に備えて平生から泳げるよう十分に訓練をしておく。

### 犬はつないで

郵便外務員は四人に一人が一年に一度犬の被害にあっています

◇犬は放し飼いにしない  
◇郵便受箱を設置して

全被害のうち九二%は飼いで、公道はもちろん、屋敷内でも配達のために立入るところには犬を放し飼いにしないでください。

◇くさりは短く  
くさりにつながれているからと安心して配達に行つたところくさがりが長かつたため被害にあつたという例が全被害中二四%もあります。犬をつなぐ位置や

遠賀川郵便局

### 五年年金加入の申込みは 六月三〇日までです

国民年金に五年間保険料を納めれば老令年金が受けられるといふいわゆる高令者のための五年年金制度があります。この五年年金制度への加入の申込みは、今年の六月三〇日で締切られ、その後は希望しても加入できず、年金を受け

る途がなくなりまますから、加入できる人でまだ加入の手続きがすすんでいない人は急いで加入の申し込みをして下さい。

五年年金加入の要件は  
1 明治三九年四月二日から明治四四年四月一日までの間に生れた者であること。

2 かつて国民年金の被保険者とならなかったこと。

- 3 加入の際、他の年金制度の被保険者や組合員でないこと。
- 4 他の年金制度から老令(退職)年金通算老令年金、普通恩給を受けていないか、または受ける資格期間を満たしていない者であること。

あなたのおうきんや、おかあさんあるいはお知り合いの方で五年年金制度に加入できる人がありましたら、ぜひこの制度のことを教えてあげて下さい。

加入した月から月額七五〇円の保険料を五年間(計四万五千元)納めますと年額三万円の老令年金が支給されます。

## 福岡県公害防止条例の施行に伴う事業主等の届出等について

## ○公 害

昭和四五年七月一日から施行される福岡県公害防止条例で規制対象になる公害は、工場や事業場からばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭で、人の健康に悪影響を与え又は生活環境に被害を与えるものです。

## ○特定施設（規制の対象となるもの）

工場や事業場の施設で公害を発生するおそれのあるものを特定施設として、規制で定めておりますが現在は、ばい煙、汚水、騒音に限っております。

## ○規制基準

特定施設から出されるばい煙、汚水、騒音などの量、濃度又は程度の許容限度として規制で定めておりますが規制基準以下であるかどうかは、ばい煙は特定施設で、汚水工場などの排水口で、騒音は工場などの敷地、境界線で測定します。

## ○特定建設作業及び規制基準

建設工事についての規制対象及び規制基準も規則で定めておりますが、規制対象地域は、住居地域、商業地域、準工業地域及び学校、病院などの周囲八〇メートル以内になっております。

## ○特定施設又は特定建設作業の届出義務

工場等の経営者特定建設作業の施工者は、特定施設や特定建設作業について別表の届出書を知事あてに提出しなければなりません。

## ○着工制限及び計画変更命令（特定施設の新設又は変更の場合）

特定施設の設置及び特定施設の構造、使用の方法などの変更については、県が届出書を受理してから六〇日間（騒音に係る特定施設にあっては三〇日間）

は、工事の着工をしてはいけません。県では上記期間内に届出内容の審査を行ない、規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から六〇日（騒音に係る特定施設にあっては三〇日）以内に計画の変更又は廃止を命じます。なお、着工制限の間は必要に応じて短縮されます。

## ○改善命令（特定施設がすでに設置されている場合）

規制基準に適合しない特定施設については改善命令を出し、それでも改善されないときは、特定施設の使用の一時停止を命じます。なお、昭和四五年七月一日現在特定施設を設置している工場などに対するこれらの命令は、ばい煙及び汚水（健康阻害物質に限る）に係る特定施設については二カ年間、騒音に係る特定施設については三カ年間行なわれないことになっていきます。

## ○援 助

公害を防止するために必要な施設の整備をされるときは、必要な資金のあっせんや技術的助言などの援助が受けられます。

※詳細については県衛生部公害課

（電話〇九二―（二七）〇九六四）又は、遠賀保健所（電話（六九）四一六一）にお問い合わせ下さい。



## 特定施設又は特定建設作業の届出

別 表

届 出 の 種 類	届 出 期 限
<b>特定施設設置届出書</b> (特定施設を設置しようとするときの届出)	工事着手予定日の60日前 (騒音に係る特定施設にあつては30日前)
<b>特定施設使用届出書</b> (既存の施設の届出)	特定施設となった日から30日以内 (昭和45年7月1日現在の既存施設(工事中のものを含む)にあつては本年7月30日まで)
<b>氏名(名称、住所、所在地)変更届出書</b> (氏名又は名称及び住所等を変更したときの届出)	変更したときから30日以内
<b>特定施設使用廃止届出書</b> (特定施設の使用を廃止したときの届出)	廃止したときから30日以内
<b>特定施設の構造(特定施設の使用の方法、ばい煙等の処理の方法)の変更届出書</b> (特定施設の構造又は使用の方法或はばい煙等の処理の方法を変更しようとするときの届出)	工事着工予定日の60日前 (騒音に係る特定施設にあつては30日前)
<b>承 継 届 出 書</b> (特定施設に係る届出者の地位を承継したときの届出)	承継があつた日から30日以内
<b>特定施設(ばい煙等処理施設)の事故届出書</b> <b>特定施設(ばい煙等処理施設)の事故復旧工事完了届出書</b> (特定施設又はばい煙等処理施設に係る事故の状況、応急措置の内容、復旧工事の計画及び復旧工事の完了の届出)	すみやかに
<b>特定建設作業実施届出書</b> (特定建設作業を実施しようとするときの届出)	作業開始の日の7日前
<b>届出書の提出先及び提出部数</b> 届出書は、保健所に正本一部、写し一部、市町村に写し一部計3部を提出してください。	<b>受 理 書 の 交 付</b> 特定施設の設置届出書及び特定施設の構造(特定施設の使用の方法、ばい煙等の処理の方法)の変更届出書が提出された場合、書類に不備がなければ届出者に受理書を交付します。